

経過措置イメージ

- 施行日現在登録（有効期間6年）
→ 有効期間まで従前の例
- 施行日現在申請中
→ 施行日から6年間：今回の改正前の規定
(登録を受けても施行日から6年経過するまでに新基準に移行する必要)

